

年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では住民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、年金積立金の運用の見直しを求め、運用実績も上げてきました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、被保険者・受給者が被害を被ることがないように慎重な運用を求めるものであります。

よって、羽村市議会は国会及び政府に対し、下記の事項を要望します。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、チェック体制の強化や投資先の監視など、効率を追求しながら、安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法からの急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があるため、慎重に運用すること。
- 3 GPIFに対し、被保険者・受給者の意思反映できる運用委員会やガバナンス会議の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成27年12月17日

羽村市議会議長 石居尚郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて